

# 安全法令ダイジェスト 改訂第 6 版

ポケット版・テキスト版 2015 年 8 月 4 日第 2 刷 訂正箇所  
※第 3 刷より反映させていただきます。

## ■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### P 1 1 8 新設 ロープ高所作業（のり面保護工事作業等）の危険の防止

「ロープ高所作業」での危険防止のため労働安全衛生規則が改正され、平成 2 8 年 1 月 1 日施行されます。

「ロープ高所作業（のり面保護工事作業等）の危険の防止」として新規に追加し、以下の項目について解説を掲載しております。

- ・ライフラインの設置〈安衛則 539 条の 2〉
- ・メインロープの強度保持等〈安衛則 539 条の 3〉
- ・調査・記録〈安衛則 539 条の 4〉
- ・作業計画の作成・周知〈安衛則 539 条の 5〉
- ・作業指揮者〈安衛則 539 条の 6〉
- ・安全帯の使用〈安衛則 539 条の 7〉
- ・保護帽の着用〈安衛則 539 条の 8〉
- ・作業開始前点検〈安衛則 539 条の 9〉
- ・特別教育〈安衛則 36 条〉

### P 1 1 8→P 1 2 6

P 1 1 8 にあった「COLUMN ②基本的な法令用語①」を P 1 2 6 に移動。

### P 1 2 6→P 1 3 6

P 1 2 6 にあった「COLUMN ③基本的な法令用語②」を P 1 3 6 に移動。

### P 1 2 8 中段 地山の掘削作業主任者 職務内容の右隣に以下の文言を追加

#### ●ガイドライン

「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン（平 27・6・29 基安安発 0629 第 1 号）」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要項（平 27・6・29 基安安発 0629 第 4 号）」にも留意。

### P 1 3 6→P 2 6 8

P 1 3 6 にあった「COLUMN ④気象の定義について」を「COLUMN ⑩気象の定義について」に変更し P 2 6 8 に移動。

**P 1 4 4**

【訂正前】 COLUMN ⑤

【訂正後】 COLUMN ④

**P 1 5 4**

【訂正前】 COLUMN ⑥

【訂正後】 COLUMN ⑤

**P 1 7 2**

【訂正前】 COLUMN ⑦

【訂正後】 COLUMN ⑥

**P 1 7 6**

【訂正前】 COLUMN ⑧

【訂正後】 COLUMN ⑦

**P 2 1 0**

【訂正前】 COLUMN ⑨

【訂正後】 COLUMN ⑧

**P 2 3 3 下段に「ロープ高所作業」を追加**

高所作業	高さ2m以上で作業床設置が困難な所で、ブランコ等の昇降器具で身体を保持しつつ行う作業	作業者	安衛則36条40号			○	
		作業指揮者	安衛則539条の6				○

**P 2 5 2**

【訂正前】 COLUMN ⑩

【訂正後】 COLUMN ⑨

**P 2 6 8～ → P 2 6 9～**

COLUMN ⑩が P 2 6 8 に挿入されたため、P 2 6 8 以降の用語の索引は 1 ページずつ後ろに移動。